

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、 生活資金でお悩みの皆様へ(緊急小口資金)

- 貸付対象 色麻町内に住所、生活の実態がある方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。
※ただし、1世帯1回の申込です。
※生活保護受給世帯及び債務整理中(弁護士へ依頼中)の方は対象外です。
※新型コロナウイルス感染症の影響に起因しない理由による借入はできません。
- 貸付金額 原則として、1世帯につき10万円。
ただし、休業等で収入の減少により生活費用の貸付が必要な場合20万円まで。
- 据置期間 貸付の日から1年以内(返済開始まで待っている期間)
- 償還期限 据置期間経過後2年以内(月賦の場合は、2年と表記する)
※最初、2年と記入していても必要に応じて変更することも可能です。
- 貸付利子 無利子 ※償還期限後は残元金に対して延滞利子(3.0%)がつきます。
※今回の特例措置では償還時においてもなお、所得の減少が続き、住民税非課税世帯になっている場合は、償還を免除することができることにしています。
- 申込に必要なもの
 - (1)借入申込書
 - (2)借用書
 - (3)重要事項説明
 - (4)収入の減少状況に関する申立書
 - ・確認資料としてできる限り減収等がわかる資料や必要な書類等(給与明細・預金通帳等)
 - ※詳細は別紙(例)の通り
 - (5)住民票(原本 世帯全員分・本籍地・続柄記載のもの マイナンバーの記載がないもの)
 - (6)申込者の金融機関預金通帳の写し(金融機関名・支店名・口座名義・口座番号が分るもの)
 - (7)本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード 等)
 - (8)口座振替依頼書(償還用)(銀行登録印をご持参ください)
- 申込期間 令和4年8月末日まで

※据置期間(1年以内):ただし令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長します。

減収等がわかる資料や必要な書類等(例)

【一般就労者(内定・失業含む。)の方】

内定取消をされた方

- ・入社予定だった会社からの通知
- ・スマートフォンの画面の写しも可 等

出勤停止を指示された方

- ・会社からの通知書

※会社からの通知がない場合は、会社より減収になったことがわかる内容のもの 等

失業された方

- ・雇用保険受給資格者証の写し、離職票
- ・ハローワークから発行された現在求職活動をしていることが証明できるもの

給与を現金支給されている方

- ・会社からの通知

※会社からの通知がない場合は、会社より減収になったことが分かる内容のもの

【個人事業主の方】

- ・確定申告書の写し

個人事業主の減収がわかる書類(例)

- ・帳簿(連続した月で減収がわかるもの 見込みではなく確定したもの)等

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、 生活資金でお悩みの皆様へ(総合支援資金)

- 貸付対象 色麻町内に住所、生活の実態がある方で、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を必要とする世帯。
※「緊急小口資金(特例貸付)」を利用してはなお、収入の減少が新型コロナウイルスの影響で続いている世帯。
※ただし、1世帯1回の申込です。
※生活保護受給世帯及び債務整理中(弁護士へ依頼中)の方は対象外です。
※新型コロナウイルス感染症の影響に起因しない理由による借入はできません。
- 貸付金額 上限:【二人以上】月 20 万円以内 【单身】月 15 万円以内
貸付期間:原則 3 ヶ月以内
- 据置期間 貸付の日から 3 年以内(返済開始まで待っている期間)
※申込書においては、12 ヶ月と表記になっている。
- 償還期限 据置期間経過後 10 年以内(月賦の場合は、10 年と表記する)
※最初、10 年と記入していても必要に応じて変更することも可能です。
※令和 4 年 12 月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和 4 年 12 月末日まで据置を延長します。
- 貸付利子 無利子 ※償還期限後は残元金に対して延滞利子(3.0%)がつきます。
※今回の特例措置では償還時においてもなお、所得の減少が続き、住民税非課税世帯になっている場合は、償還を免除することができることにしています。
- 申込期間 令和 4 年 8 月末日まで

○申込に必要なもの

(1)借入申込書

(2)借用書

(3)内容承諾書

(4)収入の減少状況に関する申立書

・確認資料としてできる限り減収等がわかる資料や必要な書類等(給与明細・預金通帳等)

※詳細は下記(例)の通り

(5)原則、自立相談支援事業による継続的な支援を受けることが要件となります。

※総合支援資金特例貸付の申込する前に、北部自立相談支援センターへ行って相談し、

「総合支援資金特例貸付にかかる状況確認シート」を持参していただきます。

※北部自立相談支援センター(0229-25-4517)

住所:〒989-6163 宮城県大崎市古川台町 9-12H・F 第一ビル 101

(リオーネ古川店と(株)菓匠三全の間になります。)

減収等がわかる資料や必要な書類等(例)

【一般就労者(内定・失業含む。)の方】

内定取消をされた方

- ・入社予定だった会社からの通知
- ・スマートフォンの画面の写しも可 等

出勤停止を指示された方

- ・会社からの通知書
- ※会社からの通知がない場合は、会社より減収になったことがわかる内容のもの 等

失業された方

- ・雇用保険受給資格者証の写し、離職票
- ・ハローワークから発行された現在求職活動をしていることが証明できるもの

給与を現金支給されている方

- ・会社からの通知
- ※会社からの通知がない場合は、会社より減収になったことが分かる内容のもの

【個人事業主の方】

- ・確定申告書の写し

個人事業主の減収がわかる書類(例)

- ・帳簿(連続した月で減収がわかるもの 見込みではなく確定したもの)等